

## 浜松市公告第219号

浜松市の物品購入等について、下記のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び浜松市契約規則（昭和39年浜松市規則第31号）第4条の規定に基づき公告する。

令和8年3月31日

浜松市長 中野 祐介

### 記

#### 1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件名 浜松市浜名区役所公用自動車購入（普通自動車）  
（課名 浜名区振興課 契約番号 2026001403）
- (2) 数量 1台
- (3) 納入期限 令和8年7月31日
- (4) 納入場所 浜名区役所公用車駐車場
- (5) 調達物品の特性 仕様書のとおり

#### 2 入札及び契約担当課

〒430-8652 浜松市中央区元城町103番地の2  
浜松市役所財務部 調達課物品購入グループ（北館5階）  
電話 053-457-2171  
FAX 050-3730-3713  
E-mail tyotatubuppin@city.hamamatsu.shizuoka.jp

#### 3 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

本件入札は、次に掲げる全ての要件を満たす者に限り参加できるものとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 入札参加資格並びに資格審査の時期及び方法に関する告示（平成20年10月1日浜松市告示第390号）の規定により、令和7・8年度の競争入札参加資格（物品 業種分類2022：車両・運搬機器類）の認定を受けているものであること。
- (3) 浜松市内に本店または契約の委任を受けた支店等を有するものであること。
- (4) 浜松市物品の購入等に係る入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加停止期間中でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始に申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員等（同条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）及び暴力団員等と密接な関係を有する者並びにこれらの者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。）となっている法人その他の団体に該当しない者であること。
- (7) 前各号に定めるもののほか、市長が特に必要と認める資格を有していること。

#### 4 一般競争入札参加資格の確認申請

本件入札の参加希望者は、「物品購入等入札参加資格確認申請書（一般競争）」（以下「確認申請書」という。）を提出し、参加資格の確認を受けなければならない。なお、参加資格の確認基準日は確認申請書の受付最終日とする。

(1) 提出方法

持参、郵送等（一般書留郵便、簡易書留郵便又は書留郵便と同等の信書便に限る。）、FAX又は電子メールで提出すること。

(2) 受付期間

令和8年4月1日（水）から令和8年4月14日（火）まで（提出先に必着）  
（持参の場合は、17項に記載する開庁時間内に限る。）

(3) 提出先

調達課（2項に記載のとおり。）

(4) 様式

本市が指定する様式を用いること。

(5) その他

ア 確認申請書に、希望する入札参加資格の確認結果の通知方法（①調達課で受け取り、②郵送、③電子メールのいずれか一つ。詳細は5項に記載のとおり。）を記載すること。なお、郵送での通知を希望する場合は、確認申請書を提出する際に、110円切手を貼った返信用封筒を添付すること。

イ 確認申請書に、入札書の提出方法の予定（①入札執行日時に入札場所へ持参、②事前提出、③郵送等のいずれか一つ。詳細は11項に記載のとおり。）を記載すること。なお、入札書の提出方法を変更する場合又は入札書の提出を取りやめる場合は、調達課へ連絡すること。

ウ 受付期間内に確認申請書を提出しない者は、本件入札に参加することができない。

#### 5 入札参加資格の確認結果通知

入札参加資格の確認結果は、次のとおり通知する。

(1) 通知方法

次のいずれかの方法のうち、申請者が希望する方法により通知する。なお、原則として電話連絡はしない。

ア 調達課で受け取り

イ 郵送（※郵送を希望する場合は、確認申請書を提出する際に、110円切手を貼った返信用封筒を添付すること。）

ウ 電子メール（※電子メールを希望する場合は、通知を受信するメールアドレスを確認申請書に記載すること。）

(2) 確認結果の通知日

ア 調達課で受け取りの場合

令和8年4月17日（金）午後1時から令和8年4月23日（木）までの間に、調達課で受け取ること。（17項に記載する開庁時間内に限る。）

イ 郵送又は電子メールの場合

令和8年4月17日（金）に発送又は発信する。

#### 6 入札参加資格が無いと認められた者の理由説明要求

入札参加資格を確認した結果、入札参加資格が無いと認められた者は、本市に対しその理由について説明を求めることができる。

- (1) 要求方法  
文書により説明を要求すること。また、当該文書は持参、郵送等（一般書留郵便、簡易書留郵便又は書留郵便と同等の信書便に限る。）、F A X又は電子メールで提出すること。
- (2) 要求期限  
令和8年4月21日（火）まで（提出先に必着）  
（持参の場合は、17項に記載する開庁時間内に限る。）
- (3) 提出先  
調達課（2項に記載のとおり。）
- (4) 様式  
任意の様式を用いること。
- (5) 要求への回答  
説明を求められた日から2日以内に文書で行う。

## 7 仕様書等の提供方法

本件入札に係る契約書案、入札心得、仕様書及び業務説明書等（以下「仕様書等」という。）は、次のとおり提供する。

- (1) 提供方法  
本市ホームページに掲載
- (2) 提供期間  
令和8年3月31日（火）から令和8年4月23日（木）まで

## 8 仕様書等に対する質問

- (1) 質問方法  
質問書を持参、郵送等（一般書留郵便、簡易書留郵便又は書留郵便と同等の信書便に限る。）、F A X又は電子メールで提出すること。
- (2) 受付期間  
令和8年4月1日（水）から令和8年4月14日（火）午後5時まで（提出先に必着）  
（持参の場合は、17項に記載する開庁時間内に限る。）
- (3) 提出先  
調達課（2項に記載のとおり。）
- (4) 様式  
本市が指定する様式を用いること。
- (5) 質問に対する回答  
令和8年4月17日（金）から調達課において閲覧に供するとともに入札参加者全員に質問に対する回答書を提供する。

## 9 本件入札に関する説明会

説明会は行わない。

## 10 入札執行の日時及び場所

- (1) 日時 令和8年4月24日（金）午前9時30分
- (2) 場所 浜松市役所財務部調達課 入札室（北館5階）

## 11 入札書、入札用封筒及び郵送用封筒等の記載事項等

別紙「入札（見積合せ）の注意事項（物品購入用）」のとおり。

## 12 入札書の提出方法

### (1) 提出方法

別紙「入札（見積合せ）の注意事項（物品購入用）」に従い、次のいずれかの方法により提出すること。

ア 入札執行日時に入札場所へ持参

イ 受領期間内に調達課へ持参（以下「事前提出」という。）

ウ 受領期限までに調達課へ郵送等（一般書留郵便、簡易書留郵便又は書留郵便と同等の信書便に限る。）

### (2) 事前提出の場合の受領期間及び提出先等

ア 受領期間

令和8年4月20日（月）から令和8年4月23日（木）まで  
（17項に記載する開庁時間内に限る。）

イ 提出先

調達課（2項に記載のとおり。）

### (3) 郵送等の場合の受領期限及び送付先等

ア 受領期限

令和8年4月23日（木）午後5時まで（送付先に必着）

受領期限に遅れたときは、いかなる理由であっても当該入札書は無効とする。

イ 送付先

調達課（2項に記載のとおり。）

### (4) 提出方法の変更及び提出の取りやめ

確認申請書に記載した入札書の提出方法の予定を変更する場合又は入札書の提出を取りやめる場合は、調達課へ連絡すること。

## 13 入札方法等

(1) 入札は総価で行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額を記載した入札書を提出すること。

(2) 入札執行回数は、原則として 2 回を限度とする。

(3) 1 回目の入札で落札者がいない場合には 2 回目の入札を実施するが、事前提出及び郵送等により提出した入札者は、2 回目の入札に参加できない。

(4) 落札となるべき同価格の入札者が 2 者以上いる場合は、当該入札者にクジを引かせて落札者を定める。事前提出及び郵送等による入札者のクジは、当該入札者の代わりに本件入札事務に関係ない本市職員が引くものとする。

(5) 事前提出及び郵送等による入札者に対しては、原則として入札執行日の午後 5 時までに入札結果を電話又はその他の方法で連絡する。

(6) 本件入札は、本件入札公告に記載する事項のほか、「浜松市物品購入等の入札執行について（入札心得）」に基づき実施するので、入札参加者は入札心得を確認の上、入札に参加すること。

#### 14 入札の無効

浜松市契約規則第 13 条第 1 項の各号及び浜松市物品購入等に係る一般競争入札要領第 9 条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

※開札前に、人的関係のある複数の者が 1 者を除き入札を辞退した場合は、残る 1 者の入札は無効とはならない。

#### 15 入札保証金

本件入札は、入札保証金を免除する。

#### 16 期間の計算

この公告において期間の計算をする場合で、当該期間内に浜松市の休日を定める条例（平成元年浜松市条例第 76 号）第 1 条第 1 項に規定する市の休日があるときは、当該休日を除いて計算するものとする。

#### 17 開庁時間

午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（土曜日、日曜日及び祝日等を除く。）

公用車仕様書		
契約No	件名	2026001403 浜松市浜名区役所公用自動車購入(普通乗用車)
業種	2022 車両・運搬機器類	
納入期限	令和8年7月31日(金)	
目的	浜名区・区振興課で使用している普通乗用車が老朽化による廃車のため、新車で新たに購入するもの	
納入場所	浜名区役所公用車駐車場 浜松市浜名区横須賀1543番地の1	
品名	一般自動車	
規格・参考車種名	普通乗用車 5ドア 7人乗り ハイブリッド車 ・ホンダ ステップワゴン e:HEV AIR EX	
数量	1 台	
同等品と認めるもの	① トヨタ ノア ハイブリッド S-Z  ※記載されている参考車種以外のものを提案する場合は、質問書をカタログ等と一緒に調達課に提出すること。	
ミッション	オートマチック (CVT含む)	
燃料形式	ハイブリッド自動車	
装備等	ナビゲーション(TVなし) メモリー型 フロアマット・サイドバイザー ドライブレコーダー(前後)、microSDカード64GB バックカメラ エアコン セーフティ・サポートカー ※仕様書に記載のない装備は原則メーカー標準とする。	
塗装等	車両カラー 白またはシルバー 車両後部両側面に濃紺で「浜松市」の文字を記載すること。 (別添:浜松市ヴィジュアル・アイデンティティ・システム・マニュアルに準ずる)	
排出ガス基準 燃費基準等	・ 排出ガス、燃費ともに環境に十分配慮した車両であること。	
注意事項	・ 自賠責保険料、重量税、自動車リサイクル料は入札(見積)金額に含めないでください。 ・ 納入の際は、公道での走行が可能な状態にして納品してください。 ・ 納入期限までに指定する納入場所に納品してください。	
お問い合わせ先	浜名区・区振興課 調達・管財グループ 担当 寺田、内山  TEL 053-585-1146 FAX 053-587-3127	

\* 自動車税は、公用の場合非課税扱いとなります。

\* 登録に掛かる一切の事務手続き手数料等は、入札(見積)金額に含めてください。

# 普通乗用自動車特記仕様書

1 納入場所 浜名区役所公用車駐車場（浜松市浜名区横須賀1543番地の1）

2 自動車車検証登録内容

使用者	氏名又は名称	浜松市
	住所	静岡県浜松市中央区元城町103番地の2
所有者	氏名又は名称	使用者に同じ
	住所	使用者に同じ
使用の本拠の位置		静岡県浜松市浜名区貴布祢3000番地

3 その他

- (1) 車両の登録事務、登録費用は入札金額に含めること。
- (2) 重量税の納付、自動車損害賠償保険の加入事務及び自動車リサイクル法費用の支払いについては受注者が実施すること。ただし、その費用は入札金額には含めず、別途、受注者が浜松市に請求をすること。
- (3) 本仕様書に定めのない事項で、疑義、不明が生じた場合は浜松市の指示に従うこと。

01-01 基本デザイン要素 BASIC ELEMENTS

基本デザイン要素とは、市章、ロゴマーク、ロゴタイプ、シティカラーなど、新「浜松市」の視覚的イメージ形成のための基本的なデザイン要素のことです。すべての基本となるものですから、形や色を変えることなく正確に使用してください。

市章 カラー



市章 モノクロ(単色=ブラック)の場合



ロゴマーク



ロゴタイプ

浜松市

はまつ

ハママツ

HAMAMATSU CITY

シティカラー



浜松市グリーン  
DIC 173  
C86+Y78



浜松市ブルー  
DIC 221  
C95+M50

## 01-08 ロゴマーク グリッドシート LOGOMARK GRIDSHEET

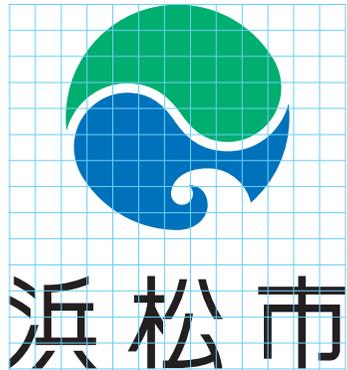
ロゴマークの再生は、巻末のデジタル清刷から行うことを原則としますが、OOH(アウト・オブ・ホームメディア)等の大型サインや車両等へ展開する場合には、ここに示した「グリッドシート」を参考にしてください。

ロゴマーク グリッドシート 横組



タテ : ヨコ = 1 : 4

ロゴマーク グリッドシート 横2段組



タテ : ヨコ = 14 : 13

ロゴマーク グリッドシート 縦組

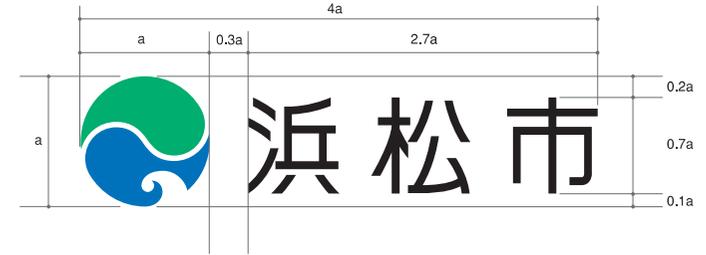


タテ : ヨコ = 4 : 1

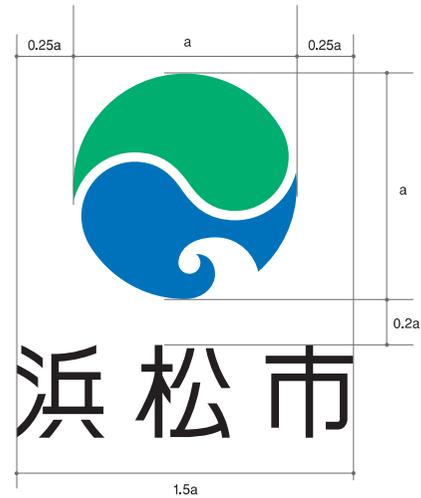
## 01-09 ロゴマーク プロポーション規定 LOGOMARK PROPORTION

「ロゴマークプロポーション」とは市章とロゴタイプとの組み合わせの比率を示すものです。この目的は、デザイン構成要素の各々の関係や比率を明確に伝えることであり、グリッドシートの結果を数値で置き換え、特にOOH(アウト・オブ・ホームメディア)などの大型サインや車両などへの展開の際に使用するものです。

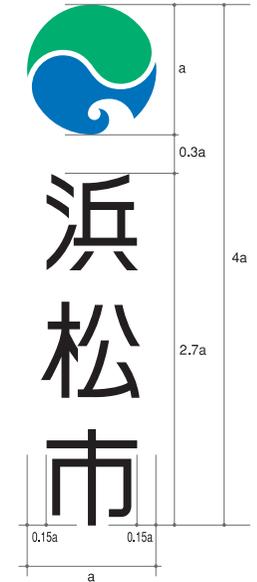
ロゴマーク プロポーション 横組



ロゴマーク プロポーション 横2段組



ロゴマーク プロポーション 縦組



ロゴタイプは、新「浜松市」のテーマを図形として表現する「市章」と調和するよう特別にデザインされた書体です。漢字、ひらがな、カタカナ、英文字の4つのタイプがあります。英文字以外は縦組みも用意されています。統一かつ効果的なコミュニケーションを展開していくために、これらを変形したり、間隔を開けたりすることはできません。

ロゴタイプは「浜松市」をはじめとして以下の16タイプがデザイン開発されています。これ以外の部等名、課等名の表示については「指定書体(01-14)」の項をご覧ください。

ロゴタイプとして単独で使用する場合、単色ならば色の規定は特に設けません。ただし、ロゴマークとして市章とセットになる場合は、01-06、01-21、01-22の規定に従ってください。

「浜松市」のロゴタイプと「各総合事務所」のロゴタイプはデザインのパランス(字間)が違います。横に並べて表示する場合は、1文字以上あけなければいけません。

ロゴタイプ 横組

浜松市  
はままつ  
ハママツ  
HAMAMATSU CITY

ロゴタイプ 縦組

浜  
松  
市  
は  
ま  
ま  
つ  
ハ  
マ  
マ  
ツ

浜松市  
浜松市役所  
浜松市議会  
浜松市教育委員会  
浜松総合事務所  
浜北総合事務所  
天竜総合事務所  
舞阪総合事務所  
雄踏総合事務所  
細江総合事務所  
引佐総合事務所  
三ヶ日総合事務所  
春野総合事務所  
佐久間総合事務所  
水窪総合事務所  
龍山総合事務所

01-11 市章とロゴタイプ(ひらがな、カタカナ、英字等)の組み合わせ例 SYMBOLMARK + LOGOTYPE

市章とひらがな、カタカナ、英字等のロゴタイプを組み合わせる場合の規定です。  
再生する場合は、巻末のデジタル清刷から使用することを原則とします。

市章+ひらがなロゴタイプ 横組



市章+カタカナロゴタイプ 横組



市章+英文ロゴタイプ 横組



ロゴマーク+英文ロゴタイプ  
横3段組



市章+ひらがなロゴタイプ 縦組



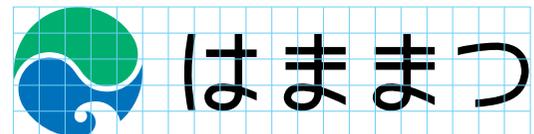
市章+カタカナロゴタイプ 縦組



01-12 市章とロゴタイプ(ひらがな、カタカナ、英字等)の組み合わせ例 グリッドシート GRIDSHEET

再生は、巻末のデジタル清刷から行なうことを原則としますが、OOH(アウト・オブ・ホームメディア)等の大型サインや車両等へ展開する場合には、ここに示した「グリッドシート」を参考にしてください。

市章+ひらがなロゴタイプ グリッドシート 横組



タテ:ヨコ = 1:4

市章+カタカナロゴタイプ グリッドシート 横組



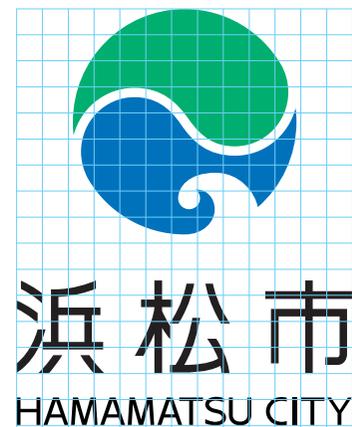
タテ:ヨコ = 1:4

市章+英文ロゴタイプ グリッドシート 横組



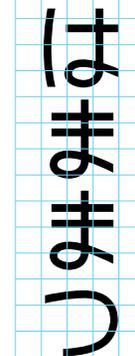
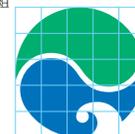
タテ:ヨコ = 1:8

ロゴマーク+英文ロゴタイプ  
グリッドシート 横3段組



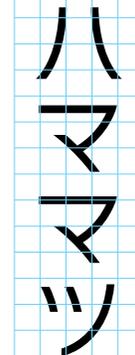
タテ:ヨコ = 16:13

市章+ひらがなロゴタイプ  
グリッドシート 縦組



タテ:ヨコ = 4:1

市章+カタカナロゴタイプ  
グリッドシート 縦組



タテ:ヨコ = 4:1

01-13 表示禁止例【市章】【ロゴマーク】【ロゴタイプ】 SYMBOLMARK, LOGOMARK, LOGOTYPE

市章、ロゴマーク、ロゴタイプは、正しく使用された場合に、その機能を十分に発揮することができます。  
誤った使用は、新「浜松市」のめざすテーマを象徴できないだけでなく、イメージを著しく損なうこととなりますので、絶対に避けてください。表示禁止例として示しているものは、誤った表示の一例です。  
それぞれ再生する場合は、必ず再生用資料にあるデジタル清刷を使用して正確に再生してください。

市章：正しい表示

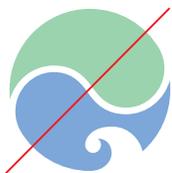


市章：表示禁止例

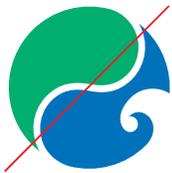
色を変えてはいけません。



色の濃度を変えてはいけません。



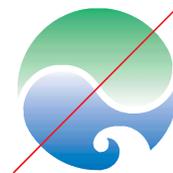
回転や変形をしてはいけません。



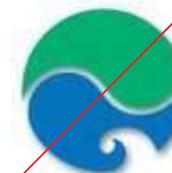
背景や前面に文字や図形を置いてはいけません。



グラデーションにしてはいけません。



影をつけてはいけません。



ロゴマーク：正しい表示（横組の場合）



ロゴマーク：表示禁止例

色を変えてはいけません。



色の濃度を変えてはいけません。



回転や変形をしてはいけません。



背景や前面に文字や図形を置いてはいけません。



ロゴマークのバランスを変えてはいけません。



影をつけてはいけません。



ロゴタイプ：正しい表示（横組の場合）



ロゴタイプ：表示禁止例

色をバラバラにしてはいけません。



比率を変えてはいけません。



回転や変形をしてはいけません。



文字間隔を変えてはいけません。



段違いに組んではいけません。



立体にしてはいけません。



## 01-14 指定書体 TYPEFACE

新しく開発された市章、ロゴタイプ、ロゴマークに最も調和する書体で、新「浜松市」のさまざまな文字による表示を統一したスタイルで行い、コミュニケーション効果を高めるために選定したものです。たとえば名刺や封筒などの所在地や電話番号などの文字、部課名などの表示等にこの指定書体を使用します。

和字は「新ゴ・ファミリー」。英字・数字は「ヘルベチカ・ファミリー」。用途に応じて適切なウエイトのものを使用してください。

なお、どうしても「指定書体」を使用できない場合は、類似の書体で代用することも考えられますが、できる限り「指定書体」を使用してください。

和字 新ゴ・ファミリー

新ゴ・L(ライト)

あいうえおかきくけこアイウエオカキクケコ  
静岡県浜名湖遠州灘天竜川水緑光環境世界都市

新ゴ・R(レギュラー)

あいうえおかきくけこアイウエオカキクケコ  
静岡県浜名湖遠州灘天竜川水緑光環境世界都市

新ゴ・M(メディウム)

あいうえおかきくけこアイウエオカキクケコ  
静岡県浜名湖遠州灘天竜川水緑光環境世界都市

英字・数字 ヘルベチカ・ファミリー

ヘルベチカ・ライト

ABCDEFGHIJKLMNOPQRSTUVWXYZ  
abcdefghijklmnopqrstuvwxyz 0123456789

ヘルベチカ・レギュラー

ABCDEFGHIJKLMNOPQRSTUVWXYZ  
abcdefghijklmnopqrstuvwxyz 0123456789

ヘルベチカ・ボールド

**ABCDEFGHIJKLMNOPQRSTUVWXYZ**  
**abcdefghijklmnopqrstuvwxyz 0123456789**

## 01-15 シグネチャ・システム SIGNATURE SYSTEM

シグネチャ・システムとは、ロゴマークやロゴタイプに所在地などの文字情報ブロックを組み合わせたものです。これを統一していくことで、発信される情報の見え方が統一され、効果的なコミュニケーションを展開できます。

なお展開上、表示すべき文字を「指定書体」で組めない場合など、シグネチャ・システムの規定にならえない時はそれぞれの文字の太さ、大きさのバランス、和字と英字・数字の関係などの参考として本頁を活用してください。

シグネチャ 横組



# 浜松市役所

〒430-8652 浜松市元城町103-2

浜松市ホームページ

<http://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/>

●住所表示は「新ゴ・L」のみで  
組まないでください。  
「郵便番号」、「番地番号」の英字・数字は、  
必ず「ヘルベチカ・ライト」を使用してくだ  
さい。

●規定に案内されているもの以外に、  
新たに和文と英文を組み合わせる場合  
英字・数字を「文字設定パレット」(イラスト  
レーター・ソフトの場合)で、文字天地を  
110%、文字左右を110%に設定してくだ  
さい。

●「新ゴ・ファミリー」と  
「ヘルベチカ・ファミリー」との組み合わせ  
「新ゴ・L」+「ヘルベチカ・ライト」  
「新ゴ・R」+「ヘルベチカ・レギュラー」  
「新ゴ・M」+「ヘルベチカ・ボールド」

※02-02～02-06参照

シグネチャ 横2段組



# 浜松市役所

〒430-8652 浜松市元城町103-2

浜松市ホームページ

<http://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/>

## 01-16 カラーシステムについて COLOR SYSTEM

カラーシステムとは、コミュニケーション活動における基本デザイン要素の中に使用色彩を規定し、象徴するカラーを統一的、意図的に使用していくことです。

新市のテーマを象徴する色として、シティカラー＝「浜松市グリーン」と「浜松市ブルー」を基本と定め、「印刷類」・「サイン類」・「モニター類（コンピュータ等）」の3種類についてカラーシステムを規定します。

上記以外の表示（染料など）については、DICの色に最も近いカラーを使用してください。

カラーシステムの項では、現実的な適用を考慮に入れて使用可能なバリエーションを用意しましたが、市章やロゴマークはカラーでの使用が基本です。新「浜松市」を象徴するカラーを統一的、意図的に使用してください。

市章やロゴマークの表示禁止例と同様、規定以外のカラー表示を使用することは、新「浜松市」のめざすテーマを象徴できないだけでなく、イメージを著しく損なうこととなりますので、絶対に避けてください。

印刷類 カラー（特色、プロセス4色）



ロゴマークはカラーでの表示を基本とします。  
印刷する媒体の制約によりカラー表示できない場合は、下記の規定に従ってください。

印刷類 モノクロ（単色：平アミが使える場合）

「市章」の上部をアミ60%、下部をアミ80%、ロゴタイプをアミ100%と規定します（01-04参照）。



印刷類 モノクロ  
（単色：色を選べない場合、平アミが使えない場合）

印刷する媒体の制約により「市章」に濃度の違いを表現できない場合は、それぞれの構成要素を単色100%で再現します。

右に基本色と推奨色を示します。これ以外の色（紺色、えんじ色、茶色等）も使用できますが、市章イメージと大きくかけ離れた色は避けてください（01-07参照）。

基本色：ブラック



推奨色：グレー



推奨色：シルバー



基本色：濃いグレー



推奨色：白



推奨色：ゴールド



## 01-17 カラーシステム【印刷類】 COLOR SYSTEM / PRINT COLOR

印刷類では、特色の場合、プロセス4色の場合、モノクロ（単色）の場合について規定しています。

「特色」は基本デザイン要素のシンボルカラーで、シティカラーとして大日本インキ化学のDICの番号で規定します。「プロセス4色」はそのDICの番号のカラーを4色で再現する場合のCMYK各色の配合比率を規定するものです。「単色」は、特色やプロセス4色を使用できない1色印刷の場合（例えば新聞など：スミ1色での印刷）の規定です。また「単色」においては、平アミが使える場合と、色を選べない・平アミが使えない場合にそれぞれ分けて規定します。

※この印刷物はプロセス4色で印刷しているので、実際の指定色とは若干異なります。  
実際の色はDICのカラーチップをご覧ください。

特色：指定色

プロセス4色：指定色

浜松市グリーン DIC 173



浜松市ブルー DIC 221



ブラック BLACK



浜松市グリーン C86+Y78



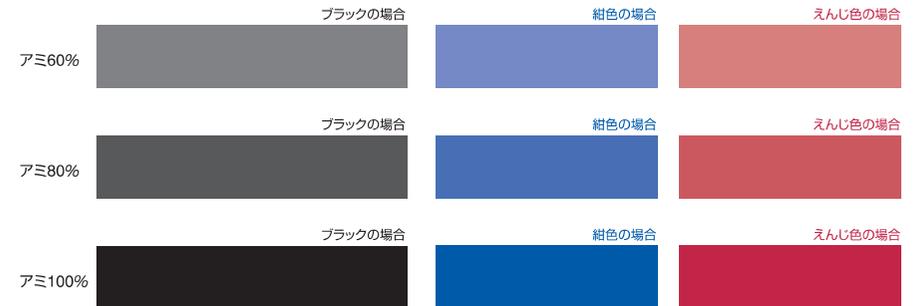
浜松市ブルー C95+M50



ブラック BK100



単色：指定アミ



単色：色を選べない場合、平アミを使えない場合

基本色：ブラック  
（新聞等）



推奨色  
（名入れ等）

グレー



シルバー



濃いグレー



ゴールド



ホワイト



全色共通：指定色（市章のS字、波、緑）

ホワイト



## 02-08 車 両 CAR

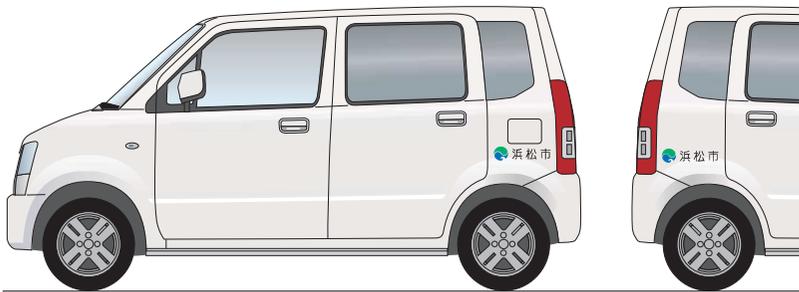
車両は、走るサイン看板ともいわれ、常に行動が伴うため、コミュニケーション効果の大きなアプリケーションです。市章デザインの持つ視覚的訴求力と、ロゴタイプの名称認知の確実性がセットになった「ロゴマーク」の使用を推奨しますが、ロゴタイプ単独の場合についても表示の例を示します。本マニュアルを参考にバランスよく表示してください。

特に、車両の右側面にペイントする場合は、ロゴマークやロゴタイプを「左から右に配置しない」ようにしてください。

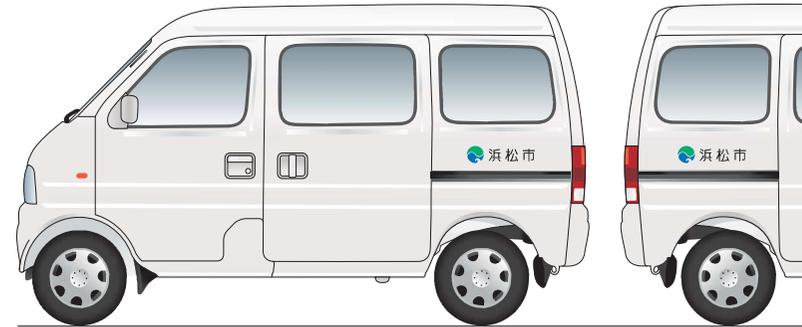
ロゴマークやロゴタイプの流れを「逆にする」ことはできません。

カラーの場合は白色系の車両にペイントが基本です(01-03参照)。  
カラーの場合に、白色系以外の背景色にペイントする場合は、アイソレーションの白色が必要となります。

車 両：デザイン/3色

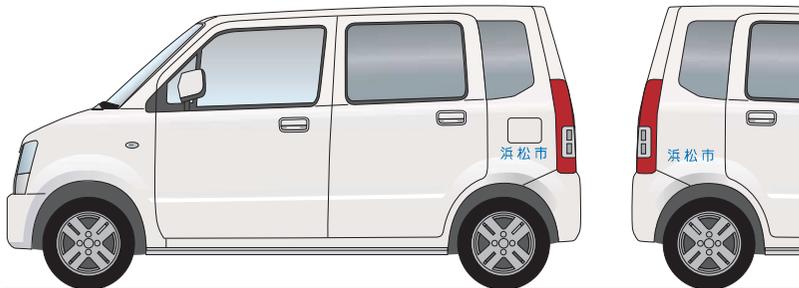


車 両：デザイン/3色



ロゴタイプ単独使用の場合は、基本的にはどんな色を使用してもかまいませんが市章イメージと大きくかけ離れた色は避けてください(01-07、01-10参照)。

車 両：デザイン/1色



〈浜松市ブルーを使用した例〉

車 両：デザイン/1色

